

競争的研究資金等の不正使用に係る事案の取扱いに関する内規

(目的)

第 1 条 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という。）の不正使用に係る事案を取り扱うために、「北海学園大学の研究活動における行動規範及び不正行為の対応に関する規程」（以下、「規程」という。）第 32 条に基づき、この内規を定める。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、次の各号の者に適用する。

- (1) 雇用形態の如何にかかわらず、競争的資金等を受ける本学の専任教員および客員教員等（以下、「直接的関係者」という。）
- (2) 直接的関係者が受けた競争的資金等の経理処理等に携わる本学の事務従事者（以下、「間接的関係者」という。）

(データ及び帳票類の保管)

第 3 条 直接的関係者は、競争的資金等に基づく研究に使用したデータを保管し、本内規第 1 条に定める目的遂行上、学長が求める場合、遅滞なく開示するものとする。

2 間接的関係者は、競争的資金等の執行に関して別に定める帳票等を作成・保管・引き継ぎ、本内規第 1 条に定める目的遂行上、学長が求める場合、遅滞なく開示するものとする。

3 前 2 項に定めるデータ及び帳票等の保管期限は、別に定める。

(対策委員会の構成)

第 4 条 規程第 9 条に定める対策委員会が、規程第 10 条第 1 号を審議する場合には、規程第 11 条第 2 項に定める者のほか、事実関係の解明に必要とされる有識者をその委員とし、委員の半数以上は学外有識者でなければならない。

2 前項に係る学外有識者は、機関及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(予備調査の扱い及び本調査の決定通知と異議申立て)

第 5 条 対策委員長は、規程第 16 条に定める予備調査の結果を受け、通報の受付後 30 日以内に競争的資金等、私学助成等の基盤的経費、その他の公的研究資金の予算の配分又は措置をする機関（以下、「配分機関」という。）に対して報告を行う。また、規程第 17 条に定める本調査（以下「調査」という。）の実施が決定された場合、対策委員長は、速やかに、通報者と被通報者に対して、調査に当たる対策委員の氏名及びその所属を示すものとする。

2 調査は前項配分機関への報告後 30 日以内に開始する。

3 対策委員長は、調査決定の日から 30 日以内に、配分機関と調査方針、調査対象及び方法等について協議し、調査開始を次の各号に通知する。

(1) 通報者

(2) 被通報者。ただし、被通報者が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)に定める本学以外の研究機関に所属する場合は、その機関

(3) 配分機関の長

(4) 文部科学大臣又はその定める者

4 対策委員会の構成を通知された通報者及び被通報者は、通知後 1 週間以内に限り、異議を申し立てることができる。

5 前項に定める異議申立てが妥当であると判断される場合、対策委員長は、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

6 調査を実施しない場合、対策委員長はその旨を通報者及び配分機関に通知する。

(調査中の措置)

第 6 条 学長は、調査中にもかかわらず、相当の理由がある場合には、被通報者に対し競争的資金等の執行停止を命ずることができる。

2 前項に定める措置が講じられた場合、学長は、その旨を配分機関に通知する。

3 調査の終了前において、配分機関等が情報の提供を求めた場合には、委員会は中間調査の結果をとりまとめ、学長がそれを報告する。

4 調査の過程に、不正の事実が一部でも確認された場合は、学長はその旨を配分機関に報告する。

(本調査のとりまとめ)

第 7 条 調査の最終報告書には、規程 18 条第 2 項に定めるもののほか、不正発生要因、不正に関与した者が係わる競争的資金等の管理及び監査体制の状況、再発防止策を明記し、調査開始から 150 日以内に文部科学省及び配分機関に報告する。

2 前項に関わらず、期日までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に対し行い、対応について協議を行う。

(不服申立てに伴う措置)

第 8 条 規程第 21 条第 2 項に基づき、本条を定める。

2 対策委員会により不正を認定された被通報者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、規程第 22 条に基づき学長に文書をもって不服を申し立てることができる。

3 学長は、不服申立ての正否を審議するために、申立ての日より 14 日以内に審査委員会を設置するものとする。

4 審査委員会は、学長の指名する若干名で構成する。ただし、規程第 11 条及び第 16 条に定める委員を除くものとし、委員の半数は、学外者とする。

5 審査委員会は、不服申立ての日より 50 日以内に申立ての正否を審議し、その結果を学長に報告する。ただし、通報が悪意に基づくものと認定された通報者からの不服申立てについては、審査委員会は、不服申立ての日より 30 日以内に審議の結果を

学長に報告するものとする。

6 学長は、以下の各号に定める申立て又は決定がなされたとき、「ガイドライン」が定める者に対し、速やかに通知又は報告しなければならない。

- (1) 特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）の認定に係る不服申立て
- (2) 審査委員会の設置
- (3) 不服申立ての却下又は再調査の実施の決定
- (4) 再調査にもとづく決定
- (5) その他、不服申立てに関して「ガイドライン」が定める申立て又は決定（準用）

第9条 この内規は、競争的資金等以外の公的研究資金にも準用する。

（内部研究資金）

第10条 内部研究資金については、学校法人北海学園就業規則の定めるところによる。

（その他）

第11条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行に関し必要な事項は、対策委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年7月15日から施行する。